

和歌山市擬人化キャラクターデザイン制作業務委託 仕様書

1. 業務の名称

和歌山市擬人化キャラクターデザイン制作業務

2. 業務の目的

本業務は、和歌山市の特色ある各地域を擬人化したキャラクター広告である「和歌山市子」シリーズについて、クリエイターの手により全身をリ・デザインし、市内各地の魅力を伝える公式キャラクターとして本市のPRに活用する。

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務内容

キャラクターデザイン（6体分）の制作

1体につき、6種類のデザイン（基本パターン1種類及び基本パターンの表情のみ異なるバリエーション2種類、応用パターン2種類、デフォルメデザイン1種類）を制作すること。

（1）デザイン上の留意点

（ア）キャラクターデザインは2D（2次元）で全身とすること。

（イ）制作するキャラクターについては次の6体とすること。

- ・和歌山市を擬人化した「和歌山 市子（わかやま いちこ）」
- ・和歌山城を擬人化した「和歌山 城子（わかやま じょうこ）」

※2匹の紀州犬の精霊を含む

- ・和歌山市の加太を擬人化した「加太 鯛子（かだ たいこ）」
- ・和歌山市の雑賀崎を擬人化した「雑賀崎 海老子（さいかざき えびこ）」
- ・和歌山市の和歌浦を擬人化した「和歌浦 和歌子（わか の うら わかこ）」

※1羽のうさぎの精霊を含む

- ・和歌山市の山東地区を擬人化した「山東 竹ノ子（さんどう たけのこ）」

（ウ）別添の「『和歌山市子』シリーズに係るキャラクターデザインの基本方針」に沿ったものとし、各地域らしさを表現したデザインとすること。

（エ）6体のキャラクターを集合させて使用できるように工夫すること。

（オ）本市のブランディング及びプロモーションに寄与し、誰からも愛されるような品位及び清潔感を重視した親しみの持てるデザインであること。胸部等の身体的特徴が強調された表現など、性的、猥褻、または扇情的と受け取られる恐れのある表現は不可とする。

（カ）公序良俗に反しないものであること。

（キ）作品は未発表のもので、同一のデザインを他に応募したり、各種媒体で使用したりしていないものであること。

（ク）ラフ画及びデザイン制作にあたり、生成AIは使用しないこと。

(2) キャラクターごとのデザイン内訳

① 基本パターン（１体につき１種類）

キャラクターを直立させたときの正面から見た最も基本的な形とする。

② 基本パターン・表情のみ異なるバリエーション（１体につき２種類）

③ 応用パターン（１体につき２種類）

基本パターンのデザインをベースに、ポーズなどをアレンジした形で制作すること。ポーズなどのアレンジは、協議の上決定する。

④ デフォルメデザイン（１体につき１種類）

各キャラクターの基本パターンまたは応用パターンをベースに制作すること。表情、等身の比率等は協議の上決定する。ただし、コンペにより採用される「和歌山市子」のデフォルメデザインに関しては任意とする。

5. 納入成果品

(1) デザインコンセプト一式（印刷物１部、電子データ）

デザインの説明を記載したもの。

(2) キャラクターデザインの原画

ア. Adobe Illustrator 形式（.ai）もしくは、Adobe Photoshop 形式（.psd）

イ. JPEG 及び PNG データ

※ カラーモードは CMYK（印刷物での再現性に留意）

※ 解像度は A3 サイズに対して 350dpi 以上

6. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 実施体制等

ア 業務着手前に、本市との窓口となる業務総括責任者及び業務担当スタッフを専任し、本市の承認を得ること。

イ 本市との間で速やかに連絡が取り合える適切な連絡体制を構築すること。また、業務の実施にあたっては、和歌山市と十分協議したうえで行うこと。

(2) 個人情報保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。その他個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」とおりとする。

(3) 守秘義務

受託者は、契約の履行に際して知り得た秘密を、契約の存続期間、契約の終了後及び解除後においても、第三者に漏えいしないこと。

7. 著作権等について

(1) 本業務の受託者は、本仕様書に基づいて制作及び納品したデザイン等について、委託者及び委託

者が指定する第三者が広報活動や商品化を行うなど自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18条から第20条までに規定する著作権人格権を一切行使しないものとする。

- （2）デザイン等に関して受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡するものとする。
- （3）受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- （4）受託者は、当該デザイン等が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとする。当該デザイン等が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害し、原著作物の作者等と受託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。なお、デザイン制作の過程において、生成AIの使用は不可とする。

8. その他

- （1）受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面で報告し、和歌山市の承諾を得たときはこの限りではない。
- （2）本仕様書に定めのない事情が生じた場合は、本市・受託者協議の上、決定する。
- （3）本業務を行うに当たり必要と思われる資料及びデータの提供は、本市が妥当と判断する範囲で行う。
- （4）業務を実施する上で、疑義が生じた場合、委託者と受託者の間で都度協議するものとする。